

第5章 災害ボランティアの受入れ

1 基本方針

大規模な災害が起こったとき、被災者の膨大なニーズに応えるためには、行政のみでは十分な対応が困難であり、柔軟に対応できるボランティアとの連携が必要不可欠となる。

また、地震、水害、台風、火山噴火など災害の種類やその規模、時期によって被害は異なるため、平常時から県域や市町村域で関係機関や団体等のネットワークを築き、災害時には連携・協働して災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアを受け入れる体制を整備する。

2 災害ボランティア受入れの枠組み

県及び市町村は、災害時にボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から社会福祉協議会をはじめボランティア団体との連携を図り、ボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動拠点の確保等について事前の検討を進める。

また、県は「群馬県災害時救援ボランティア連絡会議」を設置し、関係団体、NPO・ボランティア団体等と意見交換を行い、災害ボランティアが最大限活動できる環境を整備する。

<群馬県災害時救援ボランティア連絡会議の組織>

(1) 構成員

- ア 日本赤十字社群馬県支部
- イ 日本青年会議所群馬ブロック協議会
- ウ 日本労働組合総連合会・群馬県連合会(連合群馬)
- エ 日本ボーイスカウト群馬県連盟
- オ ガールスカウト群馬県連盟
- カ 群馬県社会福祉協議会
- キ 群馬県ボランティア連絡協議会
- ク 群馬県生活協同組合連合会
- ケ 群馬県地域婦人団体連合会
- コ 群馬県共同募金会
- サ 災害ボランティアぐんま
- シ 群馬 NPO 協議会
- ス 群馬県（県民活動支援・広聴課、危機管理課、地域福祉課）

(2) 事務局

県県民活動支援・広聴課、群馬県社会福祉協議会

(3) 事業内容

災害時におけるボランティアの受入体制整備、県及び県災害ボランティアセンターとの協力・調整・支援、構成員間の連携に関する調整・情報共有、その他目的を達成するために必要な事項

3 災害ボランティアの要請及び受入れ・配置の手順

(1) 県災害ボランティアセンターの設置

ア 県災害ボランティアセンターの立ち上げ

(ア) 県民活動支援・広聴課長は、大規模な災害が発生して、多くのボランティアが被災地に駆けつけることが想定される場合、県社会福祉協議会会長と県災害ボランティアセンターの設置を協議する。

また、必要に応じて、現地組織（サテライト）の設置等についても併せて協議する。

(イ) この協議を受けて、県社会福祉協議会会長は県災害ボランティアセンターの設置、また、必要に応じて現地組織（サテライト）の設置等を行う。

設置場所は県社会福祉総合センター内のボランティアルームを基本とし、被災状況により他の場所も可とする。

(ウ) 県民活動支援・広聴課長は、群馬県災害時救援ボランティア連絡会議構成団体に県災害ボランティアセンターの設置について通知するとともに、県災害ボランティアセンター等からボランティアの受け入れ等について、県内関係団体等との調整、支援等を要請された場合は、構成団体と連携し、ボランティアの派遣等について、全県的な支援、調整を図るものとする。

<発災後のスケジュール>

安全確認後、早急に検討する。	ボランティアニーズの把握 県災害ボランティアセンターの設置 市町村災害ボランティアセンター運営支援
----------------	---

<県災害ボランティアセンター立ち上げの手順>

- 県（県民活動支援・広聴課）と県社会福祉協議会等で設置を協議
- 県災害ボランティアセンターを設置する施設の安全確認、基本資機材、電話番号、体制等の確認
- 担当者を確認し、状況に応じて役割分担を行い、責任者を決定
- 被災地外に協力要請
- 情報受発信の準備
- 設置を広報し、ボランティアや物資の受け入れ拠点ではないことを周知

イ 県災害ボランティアセンターの機能

(ア) 災害ボランティア受け入れ等について、関係機関、各種団体等との調整を行う。

(イ) 県災害対策本部、市町村災害対策本部、市町村災害ボランティアセンター、その他の関係機関、各種団体等が持つ情報や被災地外から発信される情報を収集する。

(ウ) 収集した情報を整理・分析し、被災地の状況や災害ボランティア活動の需給状況を把握し、支援要請が必要な場合は該当する関係機関、団体等に要請する。

(エ) 被災地の外に向けて、寄付金・義援金や災害ボランティアの受入体制などの情

報を発信する。

(2) 市町村災害ボランティアセンターの設置

ア 市町村災害ボランティアセンターの立ち上げ

ボランティア受入れの可能性が考えられる場合、市町村又は市町村社会福祉協議会は、地域防災計画等に基づき、市町村災害ボランティアセンターを設置する。

市町村には、市町村災害ボランティアセンターの設置場所の提供や、職員派遣等による運営支援が期待される。

イ 市町村災害ボランティアセンターの機能

市町村災害ボランティアセンターには、次の機能が期待されている。

(ア) 災害ボランティアセンター運営のための被災者及び被災地ニーズの把握と情報発信

市町村災害ボランティアセンターの運営、避難所等の施設運営等に係るボランティア需要の把握を行い、それに基づき人員の調整や関係機関等に対しボランティア需要の情報発信を行う。

(イ) 被災者及び被災地支援を行うボランティアの受入れ及び登録

a 駆けつけたボランティアの受入れ及び登録を行う。

b ボランティア活動の留意点などのオリエンテーションを行う。

(ウ) ボランティアのマッチング

被災者及び被災地ニーズに応じてマッチングを行うとともに、派遣する。必要な資材の提供を行う。

(エ) その他

被災者及び被災地ニーズに基づいた活動を行うとともに、ボランティア活動の安全に配慮する。また、必要に応じて活動拠点の提供物資の確保などを行う。

ウ 市町村災害ボランティアセンターへの支援

(ア) 県災害時救援ボランティア連絡会議は、市町村災害ボランティアセンターの運営に必要な連絡調整を、県災害対策本部と行い、県の支援状況等について、市町村災害ボランティアセンターに伝達する。

(イ) 県災害時救援ボランティア連絡会議の構成団体は、県災害ボランティアセンターの役割分担に準じて支援を行う。

(ウ) 市町村災害ボランティアセンターだけでは対応できない課題やニーズに対する支援要請について、調整する。

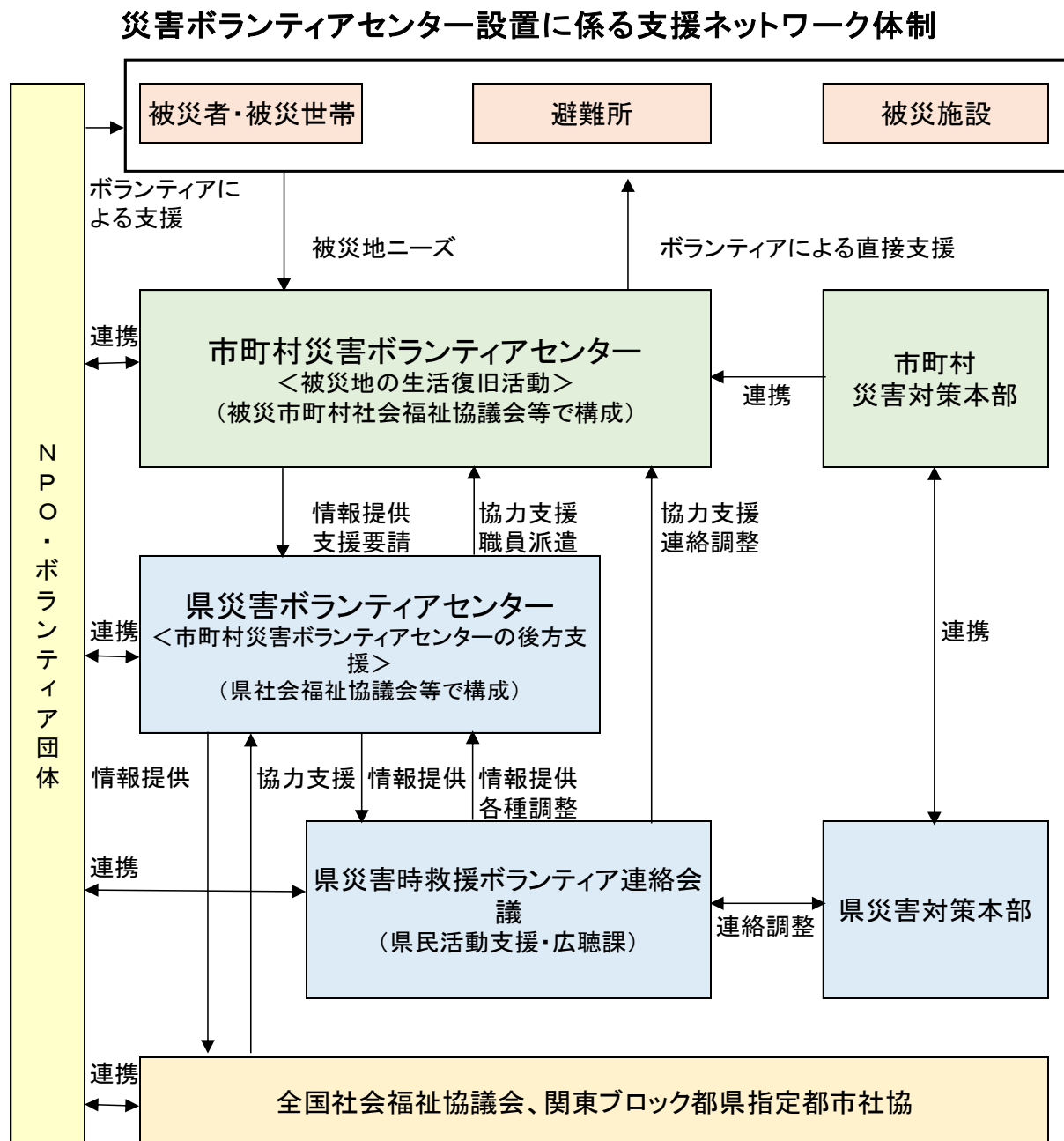
(エ) 構成団体に支部がある場合、市町村災害ボランティアセンターの設置及び運営に対して支援する。

4 物資支援調整班及び応援職員調整班との連携

被災地等における大量で多様な被災者のニーズに迅速かつ的確に対応するためには、県災害ボランティアセンター、市町村災害ボランティアセンター及びボランティア団体と物資支援調整班及び応援職員調整班との連携も重要となることから、生活こども部ボランティア・県民相談班（県民活動支援・広聴課）を通じ、次により連携を図る。

- (1) 生活こども部ボランティア・県民相談班は、県災害時救援ボランティア連絡会議を通じて、物資支援調整班及び応援職員調整班、県災害ボランティアセンター、市町村災害ボランティアセンター及びボランティア団体等との定期的な情報共有の場を設け、被災地の現状を包括的に把握し、連携のとれた適切な支援活動を展開する。
- (2) 生活こども部ボランティア・県民相談班、物資支援調整班及び応援職員調整班は、調整会議等により、被災地の現状やニーズについて、情報共有を図るとともに、被災市町村の災害応急業務へのボランティアによる応援について調整する。

＜災害ボランティアセンター設置に係る支援ネットワーク体制＞



第6章 訓練・研修

1 共同訓練の実施

現状、地方公共団体間や地方公共団体と企業間で、応援・受援に当たり、人的・物的資源をやり取りするための標準的な方法や共通手順は確立されていない。

災害発生時に、やり方や考え方が異なる組織間で円滑に受援・応援を行うためには、共通のルールを確立しつつ、あらかじめ共同訓練を通じて、そのやり方等を相互に理解し、また、課題があれば改善を図る必要がある。

県は、本計画に基づく受援・応援の実効性を高めるため、市町村や関係機関間で、定期的に受援・応援の内容や方法を確認し、検証するための図上訓練等を実施する。

2 職員の研修

本計画の実効性を高めるためには、職員の訓練を通じた実践スキルの醸成とともに、研修・演習の機会を通じた各受援・応援対象業務の理解の深化が必要である。

県は、国の研修制度の活用や、県と市町村による合同研修を実施するほか、自治研修センターと協力した研修を実施するなど、職員の育成環境の向上を図る。

また、危機管理課及び消防保安課経験者は、災害マネジメント総括支援員等の登録に関する要綱第9条に定める、研修を積極的に受講し、災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員を計画的に増やしていく。